

次世代下宿「京都ソリデール」事業概要

※ソリデールはフランス語で「連帯の」の意味

京都府住宅課
TEL075-414-5368
jutaku@pref.kyoto.lg.jp

1. 趣旨

若者（一人暮らしの大学生等）へ低廉で質の高い住宅確保と自宅の一室を提供する高齢者との交流を図る、同居マッチングシステムを構築

2. 実施スケジュール

平成27年度 国内外の先進事例の調査等（フランス、東京、福井等）

平成28年度 運営団体を公募の上で京都府南部で異世代同居マッチングの開始・検証、同居に必要なリフォームに係る補助の開始

平成29年度～ 京都府全域への異世代同居マッチングの展開

3. 京都府地域創生戦略での位置付け

基本目標1 京都の未来を拓く人をつくる

○若者と高齢者の同居を支援する新しい住環境のマッチングシステムづくり

4. 予算

平成29年度1,400万円（委託費等500万円、リフォーム補助900万円）

※別途、健康福祉部予算として、下宿代の一部支援（平成29年度200万円）を実施

5. リフォーム補助事業（京都府次世代下宿増築等事業費補助金）

※補助要綱：平成28年11月18日公布

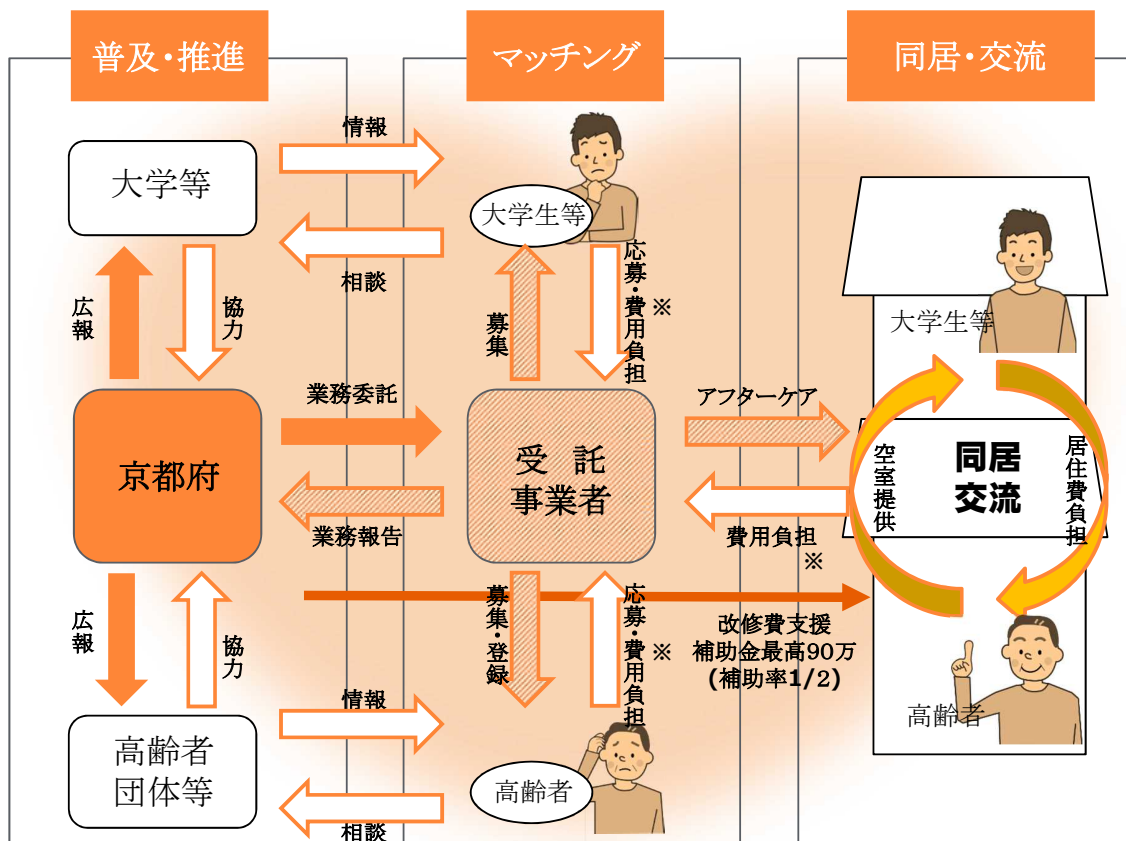
京都府への移住の促進を含めた京都府における定住の促進を図るため、次世代下宿提供者（高齢者）と次世代下宿入居者（大学生等）の同居等の用に供する住宅の増築、改築、修繕又は模様替（増築等）を行う場合に要する経費に対して補助金を交付する。

【概要】

| | |
|---------|--|
| 補助対象事業者 | 所有する府内の住宅の一部を、大学生等に対して無償又は低廉な家賃で貸し付けることにより同居等をしようとする者 |
| 補助限度額 | 90万円（補助率1／2） |
| 補助対象経費 | (1) 大学生等の用に供する居室、間仕切り、浴室、便所、廊下、玄関又は階段の増築等に要する経費 (2) 高齢者と大学生等の交流の用に供するための居室の整備に要する経費 (3) (1)、(2)により不要となる家財の処分に要する経費 |

事業実施体制スキーム図

平成29年度次世代下宿「京都ソリデール」事業



※:平成29年度は無料です

受託事業者一覧（平成29年度次世代下宿「京都ソリデール」事業）

| 事業者(所在地) | 主な対象地域 | 事業者選定理由 | 事業者概要 |
|--|--------------------------------|--|--|
| addSPICE [アッドスパイス] (下京区) TEL050-5273-1486 | 京都市 | シェアハウスの豊富な運営経験 等(※1) | シェアハウスのコンサルティング・企画・運営管理の担当し、オーナーと若者に対応や調整を行うとともに、空き室のリフォームでは借り手がつくデザインを提案するなど 40棟超の実績。 (NHK Eテレ「人生デザインU29」出演) |
| (株)応用芸術研究所 (上京区) TEL050-1276-1376 | 京都市 | 若者のネットワーク 等(※1) | 京都などの大学生(毎年約200名)が集まり、福井県(河和田)、京都府(美山、与謝野)に滞在し、地域活性など様々な活動を現地の方と協力しながら行うアートキャンプ、Xキャンプの実績。(河和田アートキャンプ:H21地域づくり総務大臣表彰受賞) |
| 京都高齢者生協らしこ グループ(北区) TEL075-432-3636 | ・京都市 ・宇治市、向日市、 長岡京市、大山崎町 | ・高齢者のネットワーク 等(※1) ・同居マッチングの実績 等(※2) | 組合員の生活の文化的・経済的向上を図るため「介護事業」「生活支援事業」「購買事業」「生きがい事業」の4つを中心に事業を展開。サークル・教室活動・昼食会や居場所づくりなどの取組に実績。 |
| NPO法人フリーダム (中京区) TEL075-241-0110 | 京都市 | 不動産業者としてのノウハウ 等(※1) | 賃貸住宅について、オーナーへの啓発や、学生からのトラブル相談などの消費者保護を推進。住宅をオーナーから借上げて学生・留学生へ賃貸する業務(きょうと留学生ハウス(府事業)含む)など、賃貸住宅に係る業務の実績。(約200戸) |
| (株)Localize [ローカライズ] (福知山市) TEL0773-21-6827 | 福知山市 | 地域の大学・大学生・高齢者との交流実績 等(※2) | 福知山公立大学への研究協力や、同大学生がボランティアとして参加する商店街活性化イベントの推進。都市計画プランナーに係る業務(中心市街地の活性化・シェアハウスなど空家等の活用等)の実績。 |

※1 公募の上でプロポーザルを実施し外部有識者の意見を聴取（平成28年7月15日）し選定した者と平成29年度も随意契約

※2

〃

（平成29年5月12日）し選定した者と随意契約